

●障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の改正に伴う留意事項

【 】は対象となるサービス

国において、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令等が施行されたことに伴い、県においても関係する条例・規則を改正（令和6年4月1日施行、令和5年4月1日施行、令和3年4月1日施行）しております。

主な改正内容は次のとおりであり、経過措置終了や新設などにより義務化や減算が適用された事項もありますので、ご留意いただくとともに、適正な対応をお願いします。

第1 障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の主な改正内容

<令和6年4月1日施行>

1 障害者及び障害児の意思決定支援を推進するための方策（令和6年4月1日から義務化）

- 事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。

【居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、障害者支援施設、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援、自立生活援助、共同生活援助、地域移行支援、地域定着支援、障害児通所支援、障害児入所支援】

- 事業者は、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。

【療養介護、生活介護、障害者支援施設、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援、自立生活援助、共同生活援助、地域移行支援、障害児通所支援、障害児入所支援】

- 事業者は、利用者の希望する生活や課題等の把握（アセスメント）に当たり、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならない。

【療養介護、生活介護、障害者支援施設、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援、自立生活援助、共同生活援助、地域移行支援、地域定着支援】

- サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者は、サービス担当者会議や個別支援会議において、利用者本人が参加のもと、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに、計画の原案の内容について意見を求めなければならない。

【療養介護、生活介護、障害者支援施設、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援、自立生活援助、共同生活援助、地域移行支援、障害児通所支援、障害児入所支援】

- サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者は、障害者及び障害児の状況を踏まえたサービス等利用計画・障害児支援計画の作成を推進する観点から、作成した個別支援計画について相談支援事業者等に交付しなければならない。

【居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援、自立生活援助、共同生活援助、障害者支援施設、地域移行支援、障害児通所支援、障害児入所支援】

2 リハビリテーション職の配置基準

【生活介護、自立訓練（機能訓練）】

- 人員配置基準を見直し、看護職員、理学療法士、作業療法士の他に言語聴覚士を加える。

3 管理者の兼務範囲【全サービス】

- 管理者について、事業所等の管理上支障がない場合は、同一敷地内等に限らず兼務できる。

4 地域との連携等（令和7年4月1日から義務化）

【共同生活援助、障害者支援施設】

- ① 利用者及びその家族、地域住民の代表者、知見を有する者並びに市町村の担当者等により構成される地域連携推進会議を開催し、おおむね1年に1回以上、運営状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。
- ② おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議の構成員が＜共同生活援助事業所＞＜障害者支援施設＞を見学する機会を設けなければならない。
- ③ ①の報告、要望、助言等についての記録を作成し、これを公表しなければならない。

5 障害者支援施設における地域移行を推進するための取組（令和8年4月1日から義務化）

【障害者支援施設】

- ① 利用者の地域生活への移行に関する意向の把握、利用者の当該指定障害者支援施設等以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等の把握及び利用者の当該指定障害者支援施設等以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向の定期的な確認（「地域移行等意向確認等」という。）を適切に行うため、地域移行等意向確認等に関する指針を定めるとともに、地域移行等意向確認担当者を選任しなければならない。
- ② 地域移行等意向確認担当者は、①の指針に基づき、地域移行等意向確認等を実施し、アセスメントの際に地域移行等意向確認等において把握又は確認した内容をサービス管理責任者に報告するとともに、当該内容を施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議に報告しなければならない。

6 感染症発生時に備えた平時からの対応

【障害者支援施設、共同生活援助、福祉型障害児入所施設】

- 第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。
- 協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。（令和6年4月1日から義務化）

7 総合的な支援の推進と特定領域への支援の評価等

- 障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた指定児童発達支援（治療に係る部分を除く。）等の確保並びに指定児童発達支援等の質の評価及びその改善の適切な実施の観点から、指定児童発達支援等の提供に当たっては、心身の健康等に関する領域を含む総合的な支援を行わなければならない。（令和6年4月1日から義務化）

【児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援】

- その提供する指定児童発達支援等の質の評価及び改善を行うに当たっては、障害児及びその保護者の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた支援を提供するための体制の整備の状況等について、事業所の従業者による評価を受けた上で、自ら評価（「自己

評価」という。)を行うとともに、保護者による評価(「保護者評価」という。)を受けて、その改善を図らなければならない。(令和6年4月1日から義務化)

【児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援】

- 事業所ごとに支援プログラム(「健康・生活」、「運動・感覚」、「認知・行動」、「言語・コミュニケーション」、「人間関係・社会性」の5領域との関連性を明確にした事業所全体の支援の実施に関する計画)を策定し、公表しなければならない。(令和7年4月1日から義務化)

【児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援】

<令和5年4月1日施行>

1 安全計画の策定等(令和6年4月1日から義務化)【児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設】

- ① 障害児の安全の確保を図るため、事業所ごとに、当該事業所の設備の安全点検、従業者、障害児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、従業者の研修及び訓練その他事業所における安全に関する事項についての計画(以下「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。
- ② 従業者に対し、安全計画について周知するとともに、①の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- ③ 障害児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。
- ④ 定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うこと。

2 自動車を運行する場合の所在の確認

(1) 自動車を運行する場合の乗降時の障害児の所在確認(令和5年4月1日から義務化)

【児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設】

- 障害児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の障害児の移動のために自動車を運行するときは、障害児の乗車及び降車の際に、点呼その他の障害児の所在を確実に把握することができる方法により、障害児の所在を確認しなければならない。

(2) 送迎用自動車を運行する場合の安全装置の設置【児童発達支援、放課後等デイサービス】

- 障害児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の障害児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて(1)に定める所在の確認(障害児の降車の際に限る。)を行わなければならない。

※ 座席が2列以下の自動車を除く自動車が原則として安全装置に係る義務付けの対象

3 インクルーシブ保育を可能とするための人員基準の見直し【児童発達支援】

- 児童発達支援事業所等において、障害児の発達支援に従事する職員については、専従規定が設けられているため、保育所等に児童発達支援事業所等が併設されている場合も、当該職員が保育所等を利用する児童に支援を行うことができなかつたが、障害児の支援に支障がない場合に限り、保育所等を利用する児童への支援も行うことができることになった。

- 4 懲戒に係る権限の濫用禁止規定の削除【児童発達支援、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設】
- 民法の一部改正により、児童虐待を正当化する口実に利用されているとの指摘のある親権者の懲戒権に係る規定（第 822 条）が削除され、併せて児童福祉法第 47 条第 3 項の懲戒権に関する規定が削除されたことに伴い、条例に規定する懲戒に係る権限の濫用禁止規定を削除した。

<令和 3 年 4 月 1 日施行>

1 勤務体制の確保等（適切な職場環境維持（ハラスメント対策））【全サービス】

- 職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

2 地域と連携した災害対策の推進【療養介護、生活介護、短期入所、施設入所支援、共同生活援助、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型、児童発達支援、放課後等デイサービス、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設】

- 訓練の実施にあたっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

3 職場への定着のための支援等の実施【生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型】

- 利用者が就労定着支援の利用を希望する場合には、支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。

4 基本報酬の算定における評価内容の公表（未公表の場合は減算適用）【就労継続支援 A 型】

- 事業所のホームページ等を通じて、スコア方式による評価内容を全て公表しなければならない。

5 人員基準の見直し（令和 3 年 3 月 31 日時点で指定を受けている事業所については令和 5 年 4 月 1 日から義務化）【児童発達支援、放課後等デイサービス】

- 現行の「障害福祉サービス経験者」を廃止し、保育士・児童指導員のみ人員基準を見直す。

6 虐待の防止【全サービス】

- 虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講じなければならない。
 - ・ 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的（年 1 回以上）に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
 - ・ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的（年 1 回以上）に実施すること。
 - ・ 上記の措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

⇒虐待防止措置未実施減算（令和 6 年度報酬改定）は、第 2 の 1 を参照

7 身体拘束等の禁止【就労定着支援、自立生活援助、地域移行支援及び地域定着支援を除く全サービス】

- 身体拘束等の適正化を図るため、次の措置を講じなければならない。
 - ・ 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的（年1回以上）に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
 - ・ 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
（指針に盛り込む項目）
 - ア 事業所における身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方
 - イ 身体拘束適正化委員会その他事業所内の組織に関する事項
 - ウ 身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針
 - エ 事業所内で発生した身体拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針
 - オ 身体拘束等発生時の対応に関する基本方針
 - カ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針
 - キ その他身体拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針
 - ・ 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的（年1回以上）に実施すること。
- ⇒身体拘束廃止未実施減算の見直し（令和6年度報酬改定）は、第2の2を参照

8 業務継続計画の策定等（令和6年4月1日から義務化）【全サービス】

- 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定入所支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。
 - 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
 - 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うこと。
- ⇒業務継続計画未策定減算（令和6年度報酬改定）は、第2の3を参照

9 衛生管理等（令和6年4月1日から義務化）【全サービス】

- 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

※ 委員会の開催頻度について

【おおむね6か月に1回以上】

居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 就労定着支援 自立生活援助
地域移行支援 地域定着支援

【おおむね3か月に1回以上】

療養介護 生活介護 短期入所 施設入所支援 自立訓練（機能訓練）
自立訓練（生活訓練） 就労移行支援 就労継続支援 A型 就労継続支援 B型
共同生活援助 児童発達支援 放課後等デイサービス 居宅訪問型児童発達支援
保育所等訪問支援 福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所支援

- 従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

※運営規程の変更手続について [6、7 関係]

基準省令の改正に伴い、運営規程の変更が必要な箇所がありますので、記載例を参考に、変更手続をお願いいたします。

運営規程記載例

(虐待防止に関する事項)

第〇〇条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止に関する責任者の選定及び設置（責任者は管理者とする）
- (2) 成年後見制度の利用支援
- (3) 苦情解決体制の整備
- (4) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
- (5) 虐待防止のための対策を検討する虐待防止委員会の設置及び委員会での検討結果についての従業者への周知徹底

(身体拘束等の禁止)

第△△条 事業所は、サービス提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下、「身体拘束等」という。）を行わないものとする。

- 2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録するものとする。
- 3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次の措置を講ずるものとする。
 - (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の設置及び委員会での検討結果についての従業者への周知徹底
 - (2) 身体拘束等の適正化のための指針の整備
 - (3) 従業者に対する身体拘束等の適正化のための研修の実施

【参考】

○職場におけるハラスメントの防止のために（セクシュアルハラスメント/妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント/パワーハラスメント）【厚生労働省 HP】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/seisaku06/index.html

○障害福祉サービス事業所等における業務継続計画（BCP）作成支援【厚生労働省 HP】（研修動画・ガイドライン等掲載）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/douga_00003.html

○障害児通所支援事業所等における安全計画の策定に関する留意事項等について【茨城県障害福祉課 HP】

https://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/shofuku/jiritsu/shofuku/e/01_jigyoushomuke/11_jido_tsusho.html

第2 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の概要

令和6年度の改正で新設又は見直しとなった事項

1 虐待防止措置未実施減算（新設）【全サービス】

次の基準を満たしていない場合には、所定単位数の1%を減算する。

- ① 虐待防止委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ること。
- ② 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- ③ 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

2 身体拘束廃止未実施減算の見直し【計画相談支援、障害児相談支援、地域相談支援、自立生活援助、就労定着支援を除く全サービス】

次の措置を講じていない場合には、施設・居住系サービスについては所定単位数の10%を、訪問・通所系サービスは所定単位数の1%を減算する。

- ① やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録すること。
- ② 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的（年1回以上）に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- ③ 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- ④ 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的（年1回以上）に実施すること。

3 業務継続計画未策定減算（新設）【全サービス】

次の基準に適合していない場合には、所定単位数を減算する。

- ① 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定すること。
- ② 当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること。

※ 就労選択支援については、令和9年3月31日までの間、減算を適用しない。

4 情報公表未報告減算（新設）【全サービス】

障害者総合支援法第76条の3の規定に基づく情報公表に係る報告がされていない場合には、所定単位数を減算する。

- ① 所定単位数の10%を減算
【療養介護、施設入所支援（施設入所支援のほか、障害者支援施設が行う各サービスを含む）、共同生活援助、宿泊型自立訓練、障害児入所施設】
- ② 所定単位数の5%を減算
【居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、短期入所、生活介護、自立生活援助、自立訓練（宿泊型自立訓練を除く）、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、就労選択支援、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、障害児相談支援、児童発達支援、放課後等デイサー

5 地域移行等意向確認等に関する指針未作成等の場合の減算（新設）【施設入所支援】

次の①及び②の基準を満たしていない場合は、1日につき5単位を所定単位数から減算する。

（令和8年4月1日から適用）

- ① 利用者の地域生活への移行に関する意向の把握、利用者の当該指定障害者支援施設等以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等の把握及び利用者の当該指定障害者支援施設等以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向の定期的な確認（「地域移行等意向確認等」という。）を適切に行うため、地域移行等意向確認等に関する指針を定めるとともに、地域移行等意向確認担当者を選任しなければならない。
- ② 地域移行等意向確認担当者は、①の指針に基づき、地域移行等意向確認等を実施し、アセスメントの際に地域移行等意向確認等において把握又は確認した内容をサービス管理責任者に報告するとともに、当該内容を施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議に報告しなければならない。

6 短時間利用減算（新設）【就労継続支援B型】

算定利用時間が4時間未満の利用者が全体の5割以上である場合には、基本報酬を減算する。ただし、個別支援計画で一般就労等に向けた利用時間延長のための支援が位置付けられ、実際に支援を実施した場合又は短時間利用となるやむを得ない理由がある場合は、利用者数の割合の算定から除外する。

7 支援体制構築未実施減算（新設）【就労定着支援】

就労定着支援の終了後も引き続き一定期間の支援が必要と見込まれる利用者の状況等（以下「要支援者情報」という。）について、適切な引き継ぎのための以下の措置を講じていない場合に、所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数から減算する。

- ① 要支援者の雇用先企業及び就労支援等の関係機関への要支援者情報の共有に係る指針の策定・責任者の選任
- ② 要支援者の雇用先企業及び就労支援等の関係機関への要支援者情報の共有の状況に係る記録の作成及び保存

8 支援プログラム未公表減算（新設）【児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援】

児童発達支援に義務付けられている支援プログラムの作成・公表が未実施の場合は、減算する。（令和7年4月1日から適用）

9 自己評価結果等未公表減算（新設）【保育所等訪問支援】

保育所等訪問支援に義務付けられている自己評価結果等の公表が未実施の場合は、減算する。（令和7年4月1日から適用）